

○香美市家具転倒防止金具等取付事業実施要綱

平成21年6月16日

告示第112号

(目的)

第1条 この告示は、高齢者等の世帯に対し将来発生すると予想される南海トラフ地震等により転倒が予想される家具に家具の転倒、落下及び移動への対策又は地震時の電気火災への抑止対策となる金具等（以下「家具転倒防止金具等」という。）を取り付けることにより、地震に伴う被害を防止し、又は軽減することによる減災を目的とする。

(対象世帯)

第2条 この告示により家具転倒防止金具等の取付けを受けることができる世帯は、市内に住所を有する世帯とする。ただし、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる場合を除く。

(申請)

第3条 家具転倒防止金具等の取付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家具転倒防止金具等取付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請は、1世帯につき1回限りとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、家具転倒防止金具等の取付けの適否を決定し、家具転倒防止金具等取付適否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(費用負担)

第5条 家具転倒防止金具等の取付作業に係る費用は、香美市の負担とする。ただし、取り付ける家具転倒防止金具等及び取付補助材等の費用は、申請者の負担とする。

(取付作業の委託)

第6条 この事業により行われる家具転倒防止金具等の取付作業は、香美市が委託した事業者（以下「委託事業者」という。）が行うものとする。

(取付方法等)

第7条 家具転倒防止金具等の取付方法は、家具を家屋の床、壁又は柱に固定する等の方法により行う。

2 家具転倒防止金具等の取付けに際し、床又は壁等の改修は、行わないものとする。

(家屋の所有者等の承諾)

第8条 自己の所有する家屋以外の家屋に居住する者が家具転倒防止金具等の取付けを申請する場

合は、当該家屋の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

(金具等の取り外し)

第9条 家具転倒防止金具等の取付けを受けた申請者が家具転倒防止金具等を取り外す場合の費用は、申請者の負担で行うものとする。

2 前条に規定する自己の所有する家屋以外の家屋に家具転倒防止金具等の取付けを受けた申請者は、当該家屋を明け渡す場合には、申請者の責により家屋の内装を原状に復さなければならない。

(免責)

第10条 この告示による取付事業により家具転倒防止金具等が取り付けられた家具が地震等により転倒し、被害が発生した場合は、香美市及び委託事業者は、その責を負わないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年6月16日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた家具転倒防止金具等の取付けについては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成27年3月20日告示第35号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第73号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月1日告示第75号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

- | |
|---|
| <p>(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</p> <p>(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴</p> |
|---|

力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

香美市長 様

（申請者）住 所
氏 名
電話番号

家具転倒防止金具等取付申請書

香美市家具転倒防止金具等取付事業実施要綱第3条の規定に基づき、下記に掲げる条件を承認し、転倒防止金具等の取付けを申請します。

記

1 取付先の家屋所在地

香美市_____

2 取付先の家屋の種類（いずれかに○を入れてください。）

持家・借家・アパート・市営住宅・その他（ ）

3 取付希望家具

	家具の種類	家具の設置場所
1		
2		
3		
4		
5		

※5か所以上ある場合は、一覧(任意様式)を添付すること。

4 家主等の承諾（借家、アパート又は市営住宅等の方が対象となります。）

家具の転倒防止のために、転倒防止金具等により家具を家屋に固定することを承諾します。

年 月 日

所有者又は管理者 住 所

氏 名 印

5 市営住宅に取付けを希望される方は、市営住宅名を記入してください。

市営住宅名：_____

6 条 件

- (1) 地震等の際に転倒防止金具等を取り付けた家具が万一転倒し、被害が発生しても、香美市及び香美市が委託した事業者は、責任を負いません。
- (2) 引越し等による転倒防止金具等の取り外しは、各自で行ってください。
- (3) 借家、アパート又は市営住宅に取り付けた転倒防止金具等の跡は、各自が自費をもって原状に復してください。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

香美市長



家具転倒防止金具等取付適否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました転倒防止金具等の取付けについては、下記のとおりに決定したので通知します。

記

1 取り付けます

香美市が委託した事業者より後日連絡がありますので、事前調査及び取付日時などの調整をお願いします。

2 取り付けません

（理由）

（注意事項）

- 1 取付けをする家具等の周りは、取付けしやすいように、整理整頓願います。
- 2 地震等の際に転倒防止金具等を取り付けた家具が万一転倒し、被害が発生しても、香美市及び香美市が委託した事業者は、責任を負いません。
- 3 引越し等による転倒防止金具等の取り外しは、各自で行ってください。
- 4 借家、アパート又は市営住宅に取り付けた転倒防止金具等の跡は、各自が自費をもって原状に復してください。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）